

第2次西宮市 働きやすいまちづくりプラン (素案)

就業機会の拡大を通して
誰もが自分に合った働き方ができる環境づくりを目指し
「人材を育むまちにしのみや」を実現する

令和6(2024)年3月
西宮市

- 簡潔に表現するため、「第2次西宮市働きやすいまちづくりプラン」を『本計画』と表記し、「西宮市」を『本市』と表記しています。
- 本計画において、国や兵庫県等の表記のない取り組みについては、西宮市が主体となり取り組むことを示しています。

目 次

計画の策定にあたって	1
基本施策1 求職者に寄りそった就労支援	5
1 多様な求職者への就労支援	5
(1) 求職者に寄りそった就労支援	5
(2) 女性の就業に関する相談支援	5
(3) 若年者等への就労支援	5
(4) 西宮市シルバー人材センターへの支援	6
2 就労支援拠点の整備	7
基本施策2 働きやすい環境づくり支援	9
1 労働相談の充実	9
2 労働者の福祉の向上	9
3 企業が社会的責任を果たす取り組みの推進	9
基本施策3 関係機関との連携	11
1 自治体との連携	11
(1) 兵庫県との連携	11
(2) NATS連携	11
2 兵庫労働局との連携	12
(1) 兵庫労働局	12
(2) ハローワーク西宮	12
(3) 西宮労働基準監督署	12
3 就労支援機関との連携	13
4 関係団体との連携	14
(1) 西宮商工会議所との連携	14
(2) 兵庫県社会保険労務士会西宮支部との連携	14
(3) 西宮労働基準協会との連携	14
基本施策4 広報・啓発・情報提供の取り組み	15
1 労働実態基本調査の実施	15
2 待遇の改善に関する広報	15
(1) 賃金の引上げに向けた支援の広報	15
(2) 人への投資関連施策に関する広報	15
3 多様な人材の活躍に関する広報	16
(1) 女性活躍・男性の育児休業取得の促進に関する広報	16
(2) 求職者ニーズに応じた支援に関する広報	16
(3) 外国人労働者に関する広報	16
4 誰もが働きやすい職場づくりに関する広報	17
(1) 安全で健康に働くことができる環境づくりに関する広報	17
(2) 障害者・高年齢者の活躍に関する啓発	18
計画の推進体制	19
資料編	20
用語解説	22

計画の策定にあたって

策定の趣旨

西宮市では、平成31年／令和元(2019)年に「西宮市働きやすいまちづくりプラン」を策定し、本市の労働行政の基本的な指針として5年間にわたり取組を進めてきました。計画期間のうち、令和2年度～令和4年度の3ヶ年については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用情勢が厳しさを増したことから、労働行政の拡充に努めてきました。離職等を余儀なくされた労働者の雇用の維持・継続のための施策として就労支援事業の重要性を明らかにしました。

このたび、上記計画の終期を迎え、昨今の雇用情勢、経済情勢、国における関係法令の改正、本市の労働実態基本調査等に基づく、現状と課題等を踏まえて、前期計画の理念を受け継ぎつつも見直しを行いました。

計画の位置付け

本計画は、「第5次西宮市総合計画」を上位計画とし、「西宮市産業振興計画」をはじめとする産業振興に資する各計画及び他部局が策定する分野別計画と連携し、推進する計画です。

計画の期間

令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間を計画期間とします。

■本計画の計画期間

令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	
第5次西宮市総合計画										
第1次働きやすいまちづくりプラン(前期)										
					見直し	第2次働きやすいまちづくりプラン（本計画）				

各種統計からみた現状

◆本市で働く人を産業別にみると、「卸売業、小売業」が33,620人(22.0%)で最も多く、次いで「医療、福祉」が30,154人(19.7%)となっています。

◆兵庫県・全国と比べると、「医療、福祉」「教育・学習・支援業」の割合が高くなっています。

■産業別従業者数・従業者割合（令和3年経済センサス活動調査 西宮市内事業所）

	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業
西宮市 従業者数(人)	5,796	12,894	103	882	9,740	33,620	2,123	5,582
西宮市 従業者割合(%)	3.8	8.4	0.1	0.6	6.4	22.0	1.4	3.6
兵庫県 従業者割合(%)	5.0	18.1	0.2	1.2	5.8	19.7	1.9	2.7
全国 従業者割合(%)	6.4	15.2	0.3	3.4	5.6	20.0	2.6	2.8

	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないものの)
西宮市 従業者数(人)	2,683	14,743	6,967	15,804	30,154	724	11,079
西宮市 従業者割合(%)	1.8	9.6	4.6	10.3	19.7	0.5	7.2
兵庫県 従業者割合(%)	3.1	8.7	3.9	4.2	15.9	0.7	8.4
全国 従業者割合(%)	3.7	8.1	3.8	3.4	14.1	0.8	9.0

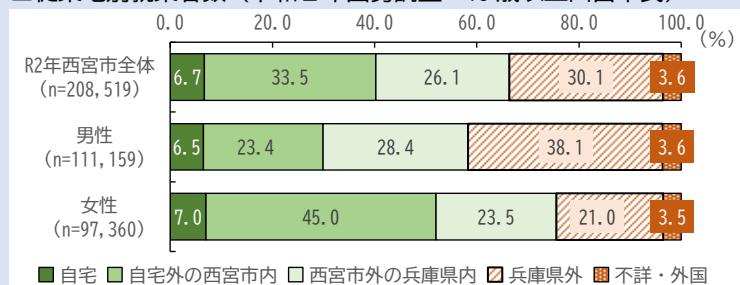
■従業上の地位別就業者数（令和2年国勢調査 15歳以上西宮市民）



◆本市市民は、男女の就業者数に大きな違いはありませんが、男性は正規職員の割合が多く、女性はパート・アルバイトの割合が高くなっています。

◆男性は女性より「労働者」が多く、女性は男性より「派遣社員」が多くなっています。

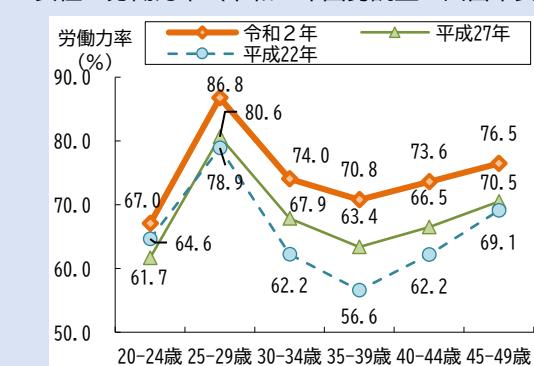
■従業地別就業者数（令和2年国勢調査 15歳以上西宮市民）



◆本市市民が働く場所については、自宅を含む西宮市内で働く人が40.2%、西宮市外の兵庫県内が26.1%、兵庫県外が30.1%となっています。

◆男性は兵庫県外、女性は西宮市内で働いている人が多くなっています。

■女性の労働力率（令和2年国勢調査 西宮市民）



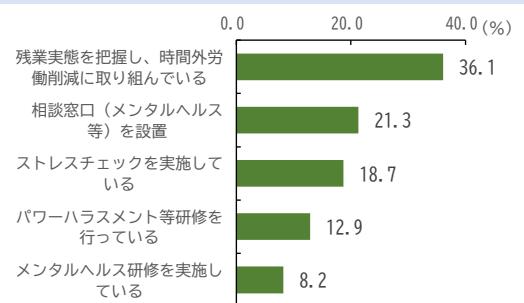
◆子育て期間中も就労を継続するなど、働く女性の割合が増加しており、女性の就労支援の重要性が増しています。

◆いわゆる「M字カーブ」の谷にあたる35~39歳の労働力率は、平成22年の56.6%から、令和2年には70.8%まで上昇しています。（⇒用語解説22・24ページ参照）

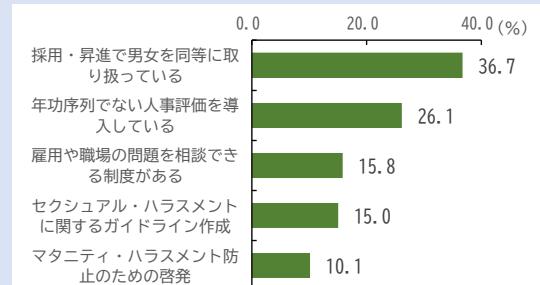
労働実態基本調査の主な結果

◆実施しているメンタルヘルス対策、男女機会均等の取り組みのいずれについても、5割以上の事業所で取り組まれているものではなく、働きやすい環境づくりや男女機会均等に向け、引き続き取り組んでいくことが課題となっています。(⇒17 ページ参照)

■実施しているメンタルヘルス対策（上位 5 項目）



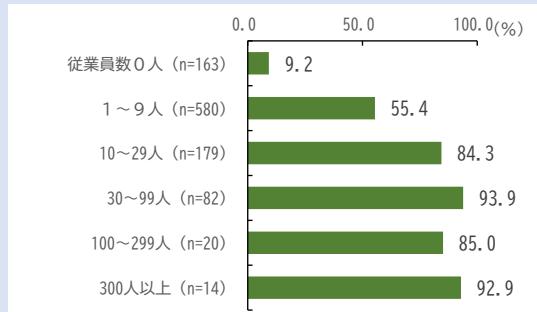
■実施している男女機会均等の取り組み（上位 5 項目）



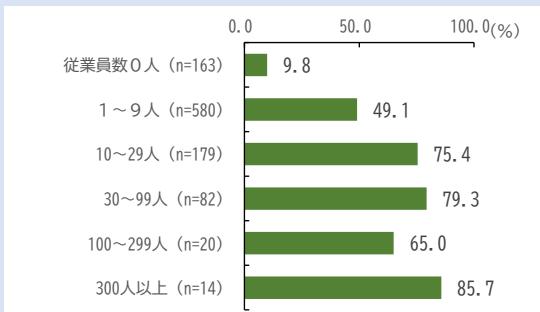
◆平成 31 年 4 月 1 日から順次施行されている「働き方改革関連法」に関する取組について、「年次有給休暇の年 5 日間の確実な取得」「時間外労働の上限規制」「同一労働同一賃金」のいずれについても、従業員数が 10 人未満の小規模の事業所で対応が遅れている状況があり、引き続き働き方改革に関する広報・啓発が課題となっています。(⇒15 ページ参照、用語解説 23 ページ参照)

◆西宮市勤労福祉行政に支援を希望する事業・施策については、採用・人材確保に関する項目が上位となっており、取り組みの充実が求められます。(⇒5、14 ページ参照)

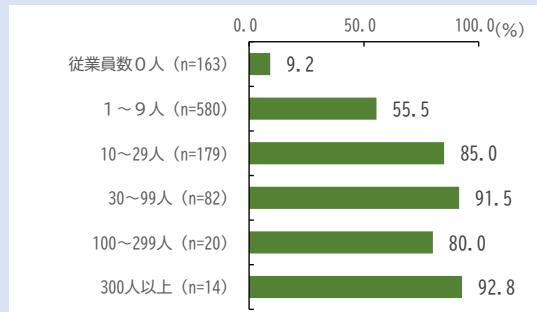
■「年次有給休暇の年 5 日間の確実な取得」に対応している事業所の割合（事業所規模別）



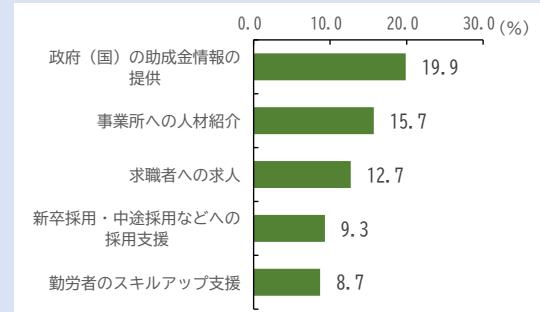
■「時間外労働の上限規制」に対応している事業所の割合（事業所規模別）



■「同一労働同一賃金」に対応している事業所の割合（事業所規模別）



■西宮市勤労福祉行政において行政に支援を希望する事業・施策



基本理念

本計画の基本理念は、第1次計画の基本理念を継承し、以下のとおり定めます。

**就業機会の拡大を通して
誰もが自分に合った働き方ができる環境づくりを目指し
「人材を育むまちにしのみや」を実現する**

施策体系

基本理念	基本施策	取り組み内容
就業機会の拡大を通して、誰もが自分に合った働き方ができる環境づくりを目指し、「人材を育むまちにしのみや」を実現する。	1 求職者に寄りそった就労支援 女性、就職氷河期世代、中高年齢者等支援を必要とする人を対象として、市内における人材不足等の把握と、働く意欲のある人と市内企業等をつなげる支援を行います	1 多様な求職者への就労支援 (1) 求職者に寄りそった就労支援 (2) 女性の就業に関する相談支援 (3) 若年者等への就労支援 (4) 西宮市シルバー人材センターへの支援 2 就労支援拠点の整備
	2 働きやすい環境づくり支援 雇用・就業形態の多様化を背景として、市民が自分のライフスタイルに適合した働き方を選び、安心して働き続けられる働きやすい環境づくりを支援します。	1 労働相談の充実 2 労働者の福祉の向上 3 企業が社会的責任を果たす取り組みの推進
	3 関係機関との連携 複雑化する労働者を取り巻く様々な問題に対し、雇用や労働等の観点からハローワーク西宮や労働基準監督署等の関係機関との連携を深め、協力体制の構築に努めます。	1 自治体との連携 (1) 兵庫県との連携 (2) NATS連携 2 兵庫労働局との連携 (1) 兵庫労働局 (2) ハローワーク西宮 (3) 西宮労働基準監督署 3 就労支援機関との連携 4 関係団体との連携 (1) 西宮商工会議所 (2) 兵庫県社会保険労務士会西宮支部 (3) 西宮労働基準協会
	4 広報・啓発・情報提供の取り組み 雇用・労働政策の根幹を担う厚生労働省・兵庫労働局等の関係機関から発せられる法令改正情報、助成金等の制度改正情報等について、市民や市内企業へ迅速に広報・啓発を行います。	1 労働実態基本調査の実施 2 待遇の改善に関する広報 (1) 賃金の引上げに向けた支援の広報 (2) 人への投資関連施策に関する広報 3 多様な人材の活躍に関する広報 (1) 女性活躍・男性の育児休業取得の促進に関する広報 (2) 求職者ニーズに応じた支援に関する広報 (3) 外国人労働者に関する広報 4 誰もが働きやすい職場づくりに関する広報 (1) 安全で健康に働くことができる環境づくりに関する広報 (2) 障害者・高年齢者の活躍に関する啓発

求職者に寄りそった就労支援

1 多様な求職者への就労支援

(1) 求職者に寄りそった就労支援

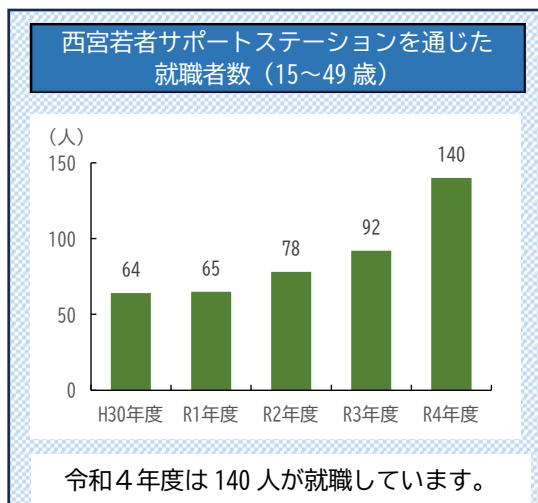
- ◆近年、様々な要因により雇用情勢の変化に伴い、若年者、就職氷河期世代、中高年齢者等様々な世代への就労支援が重要となっているため、就労支援センターを開設し、市民および在学者・在勤者を対象に就労支援を行います。
- ◆就労支援センターでは、キャリア相談、適性診断、履歴書添削、模擬面接、就職説明会・面接会の実施、市内企業の求人開拓等を通じて、伴走型支援を行います。

(2) 女性の就業に関する相談支援

- ◆就職や再就職を希望する女性を主な対象に「しごとサポートウェーブにしきた」を開設し、就職に関する相談や職業紹介を行うほか、就職支援セミナーや就職面接会を開催するなどの支援を行います。また、ハローワーク西宮マザーズコーナー等の周知を図ります。
- ◆女性の就労について、ハローワーク・兵庫県ほか関係機関と連携し、就業や再就職の支援を継続して行います。

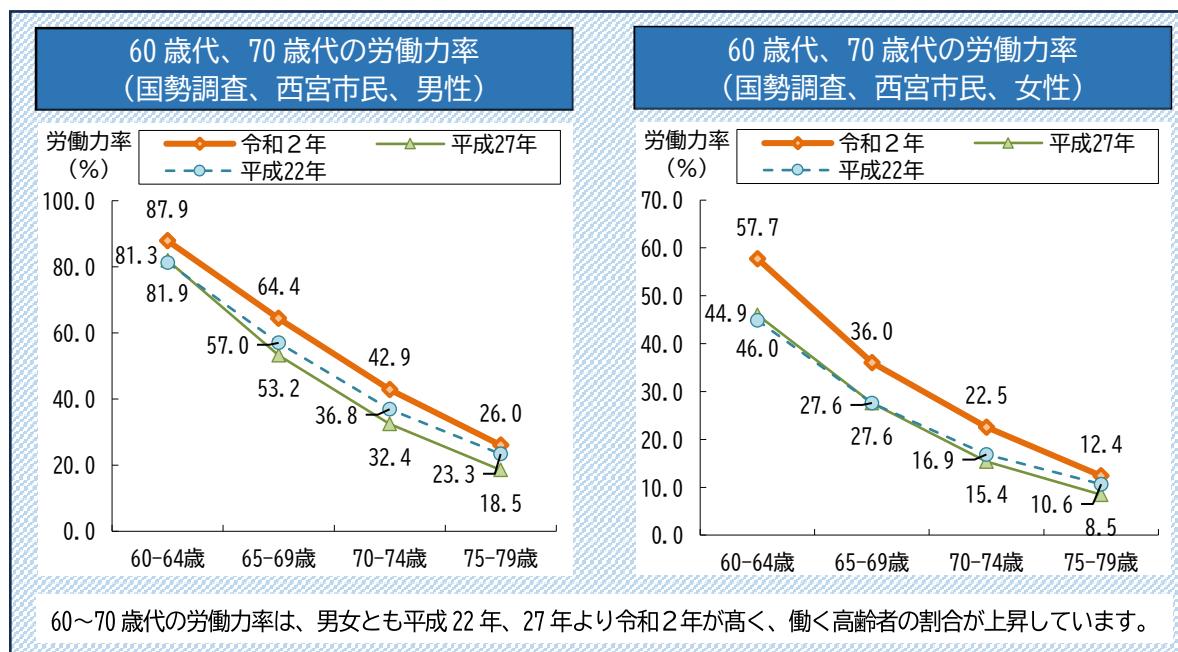
(3) 若年者等への就労支援

- ◆就労経験の乏しい無業者に対して、キャリアコンサルタントや臨床心理士など専門的な知識を持つスタッフが、就労に向けて継続的に支援する西宮若者サポートステーション（厚生労働省所管事業）と連携・協力します。
- ◆若年層に各種公務員の業務内容と魅力を紹介し、マッチングの機会を増やすことを目的に、公務員合同職業説明会を開催します。
- ◆大学生や第二新卒者等若年層を対象に市内事業所の求人と求職者をマッチングする合同就職説明会・面接会を開催します。



(4) 西宮市シルバー人材センターへの支援

- ◆高齢者に就労の場を提供し、仕事を通じて高齢者の生きがいの創造と、地域社会への貢献を目的として、「公益社団法人西宮市シルバー人材センター」を設立し、センター会員の働く意欲と能力が活用されるよう支援します。(西宮市シルバー人材センター所在地：西宮市青木町 2-5)
- ◆シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）に基づき、国と西宮市の支援を受けて運営しています。自主・自立の理念に沿った運営を目指すため、事業高の確保や、退職した団塊の世代を取り込むなど会員の増加、組織の効率化・活性化、利用者ニーズに応じた事業企画、多様な受注に対応できる体制づくりを進めています。



2 就労支援拠点の整備

- ◆ 「本庁舎周辺公共施設再整備構想」（令和4年11月一部見直し版）において、勤労会館・勤労青少年ホームの貸館機能は、池田庁舎へ統合することとしています。同構想に基づき、利用実績やニーズの変化を把握・検証し、施設の今後のあり方を検討します。
- ◆ 兵庫労働局（ハローワーク西宮）が入居するJR西宮駅南庁舎（旧消防局庁舎）には、多数の利用者が来庁することから、円滑な維持管理を行います。

■西宮市の就労支援施設



◆勤労福祉センター◆

- ・松原町2-37（JR西宮駅で下車後、南に徒歩約7分）
- ・ホール（定員400人）・会議室・和室等と付属設備を所定の料金で利用することができます。
- ・館内に西宮若者サポートステーション窓口が設置され、15～49歳の人を対象に就労に向けた支援を実施しています。
- ・定期的に労働相談を実施しています。



◆JR西宮駅南庁舎◆

- ・池田町13-3（JR西宮駅南出口から東に徒歩約5分）
- ・令和4（2022）年3月からハローワーク西宮が入居し、職業紹介をはじめとする各種の就労支援を行っています。



◆しごとサポートウェーブにしきた◆

◆男女共同参画センター「ウェーブ」◆

- ・高松町4-8（阪急電鉄西宮北口駅徒歩3分、プレラにしのみや4階）
- ・西宮市とハローワーク西宮が連携して運営する「しごとサポートウェーブにしきた」では、主に女性の就労支援を、男女共同参画センター「ウェーブ」においても、女性対象の相談支援を実施しています。

◆◆参考◆◆

西宮市の取り組み

●障害者就労支援事業

就労に関する相談や情報提供のほか、面接への同行や職場訪問し調整等を行うなど、障害のある人が安心して働くことができるように支援を行う「西宮市障害者就労生活支援センター『アイビー』」を設置しています。

●生活困窮者への就労支援

失業や就職活動の行き詰まり、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情で困窮状態に陥っている方を対象とし、自立に関する相談支援や就労支援を実施しています。

●介護分野の人材確保

ハローワーク西宮と連携し、介護分野の就職相談・面接会を開催しています。また、介護職再就職支援講習や介護分野の入門的な研修、介護職の資格取得支援等を行い、介護分野への就職を支援しています。

●保育分野の人材確保

西宮市私立保育協会と保育士向けの就職フェア等を共催し実施しています。また、保育士の資格取得支援や、保育士宿舎借り上げ支援、保育士奨学金返済支援及び保育士の雇用年数に応じた一時金の支給を行い、保育分野への就職・復職を支援しています。

国・兵庫県の取り組み

●障害者雇用率制度・障害者雇用納付金制度

令和5年9月現在、企業に対して、雇用する労働者の2.3%に相当する障害者を雇用することを障害者雇用促進法において義務付けています。これを満たさない企業からは納付金を徴収しており、この納付金をもとに雇用義務数より多く障害者を雇用する企業に対して調整金を支払ったり、障害者を雇用するために必要な施設設備費等に助成したりしています。

●「ひょうご障害者ハート購入企業」認定制度

兵庫県内の障害者就労施設等から年100万円を超える物品及び役務を調達した企業を「ひょうご障害者ハート購入企業」として認定し、県の調達契約における受注機会の拡大措置を適用しています。

働きやすい環境づくり支援

1 労働相談の充実

- ◆市民、労働者、経営者などを対象に、サービス残業、解雇、ハラスメントなど労働に関する様々な問題について社会保険労務士が相談、助言を行う労働相談を実施します。
- ◆厚生労働省や労働基準監督署で実施している労働相談等の実施状況を、本市ホームページにて一覧化して情報提供することにより、労働者の利便性を高めます。

【参考】労働相談の実施体制

西宮市の労働相談だけでなく、様々な機関が実施する労働相談を紹介しています。

◆西宮市労働相談	西宮市が実施する労働相談
◆N A T Sで相互利用できる労働相談	西宮市・尼崎市・豊中市・吹田市で運営
◆西宮総合労働相談コーナー	西宮労働基準監督署が運営
◆外国人労働者向け相談	厚生労働省が14ヶ国語で対応
◆総合労働相談所	兵庫県社会保険労務士会が運営

2 労働者の福祉の向上

- ◆市内に在住、または在勤する労働者等がより豊かな生活を送ることができるよう、「勤労者スポーツ大会」の実施を通じて、勤労者にレクリエーションの機会を提供します。
- ◆勤労感謝祭の一環として、永らく同一の職種に専念し、優れた技能を持って社会に貢献された方々の功績を称える技能功労者表彰の実施を通じて、勤労者のモチベーションの維持・向上を図ります。
- ◆兵庫県は、社会一般に広く技能尊重の気風を浸透させ、技能者の地位の向上及び産業の発展を図ることを目的とした、「技能顕功賞」制度等があり、技能水準の向上に貢献して、その功績が顕著な方を兵庫県知事が表彰しています。



勤労者スポーツ大会

3 企業が社会的責任を果たす取り組みの推進

- ◆障害者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、西宮市障害者雇用奨励金を交付することにより、障害者の長期雇用の促進を図ります。
- ◆兵庫県が実施している中小企業奨学金返済支援制度について、県内中小企業の人材確保及び若者の県内就職・定着を促進するため、広報を行います。
- ◆就業環境の改善が、労働者の待遇改善につながることから、SDGs「目標8：働きがいも経済成長も」の達成に向けた取り組みを推進します。市内企業に対し、就業環境の改善につながる情報を提供し、西宮市と市内企業がともに、SDGs「目標8：働きがいも経済成長も」を推進できるよう環境整備を進めます。

◆◆本計画の推進とSDGs◆◆

国際連合においては、開発分野における国際社会共通の課題である持続可能な開発の推進に向け、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、令和12(2030)年までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標としてSDGs（持続可能な開発目標）を定めています。これは、17のゴールと169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことをうたい、すべての国がその実現に向けて努力すべきものとされています。

本市では、第5次西宮市総合計画の各施策分野にSDGsの目指す17のゴールを関連付けることにより、SDGsの達成に向けた取り組みを一体的に推進しています。本計画においては、次の目標達成に寄与することを基本的な方針として、計画全体を通して取り組んでいくものとします。



なお、本計画は目標8以外にも、目標1・3・5・10・17も関係目標です。



目標1
貧困をなくそう



目標3
すべての人に
健康と福祉を



目標5
ジェンダー平等を
実現しよう



目標10
人や国の不平等を
なくそう



目標17
パートナーシップで
目標を達成しよう

出典：国際連合広報センター

関係機関との連携

1 自治体との連携

(1) 兵庫県との連携

- ◆兵庫県を通じて提供される国の交付金情報を収集し、本市就労支援事業で活用可能な交付金・補助金を活用します。
(活用例) 令和4年度「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」
- ◆兵庫県が実施する「ニート就労支援ネットワーク会議」での関係機関との協議を通じて、若年無業者対策等について情報収集します。

(2) NATS連携

- ◆西宮市・尼崎市・豊中市・吹田市（NATS）で協力して労働相談を実施します。

◆◆参考◆◆

NATS（ナツツ）

西宮市、尼崎市、豊中市、吹田市は全国で唯一4つの中核市が隣り合うことから、この圏域4市の頭文字を西から順に並べて「NATS（ナツツ）」と表現しています。

同等の権限を持つNATSの4市は、府県の枠組みを超えた新たな都市間ネットワークを形成し、市民サービスの向上や各市が抱える課題の解決に向け、連携して取り組んでいくことを目指しています。NATSにおいては、人事交流や労働相談の相互利用など、連携の取り組みが広がっています。

NATSによる取り組み

- NATSの連携による労働相談
- NATSでいい歯プロジェクト
- NATSにおける市民公益活動推進の連携
- NATSで「地球温暖化対策の自治体間連携に関する基本協定」を締結
- 鉄道駅構内における給水機設置実証実験
- NATS給水スポットマップ
- NATS4市協働制作の環境啓発動画

2 兵庫労働局との連携

(1) 兵庫労働局

- ◆令和4年3月に締結した「西宮市雇用対策協定」に基づき、西宮市と厚生労働省兵庫労働局(ハローワーク西宮)は、毎年度、運営協議会を開催し、事業報告と事業計画の立案を行い、事業推進の方向性を確認します。
- ◆西宮市と厚生労働省兵庫労働局は、ハローワークの無料職業紹介事業と、本市の就労支援施策との一体的運用を目的として、平成24(2012)年10月1日に協定を締結し、一体的実施事業「しごとサポートウェーブにしきた」を開設しました。協定に基づき、西宮市と兵庫労働局(ハローワーク西宮)は、毎年度、事業報告と事業計画の立案を行い、事業を推進します。

(2) ハローワーク西宮

- ◆西宮市が実施する就労支援事業から、ハローワーク西宮(職業相談部門)へ誘導して、求職者の就職を支援します。
- ◆兵庫労働局と締結した雇用対策協定の事業計画に基づき、共催事業を実施します。
- ◆ハローワーク西宮と西宮市が、事業を一体的に運営する一体的実施事業「しごとサポートウェーブにしきた」の円滑な運営に努めます。

(3) 西宮労働基準監督署

- ◆西宮労働基準監督署が運営する西宮総合労働相談コーナーでは、職場でのトラブル(賃下げ、解雇、配置転換、いじめ、採用など)でお困りの方に対し、解決策を提供しています。西宮市労働相談から相談内容に応じて、同相談コーナーをご案内するなど連携を継続します。
- ◆兵庫労働局や西宮労働基準監督署から提供された、最低賃金の改定や労働安全衛生等に関する情報を適時に広報・周知に努めます。

◆◆参考◆◆

西宮市雇用対策協定

西宮市と厚生労働省兵庫労働局は、連携・協力して、雇用対策・就業支援施策を一体的かつ効果的に推進するため、令和4(2022)年3月14日「西宮市雇用対策協定」を締結しました。

主な事業連携分野

- 市内企業の人材確保及び求人充足に向けた支援
- 新規学卒者・既卒者等若年者の就労促進に向けた支援
- 子育て女性等、女性の活躍促進に向けた支援
- 高年齢者に対する就労支援

3 就労支援機関との連携

- ◆就職氷河期世代等の求職者には、個別の状況に応じたきめ細かな支援が必要であるため、厚生労働省が推進する「就職氷河期世代活躍支援市町村プラットフォーム」に準拠した情報交換会を開催して情報共有を図ります。
- ◆西宮若者サポートステーションや西宮市障害者就労生活支援センター、ソーシャルスポット西宮よりそい等の就労支援機関と連携して、就労支援を行います。

西宮市就労支援センター

市内企業の求人開拓や様々な世代へ職業紹介等の就労支援を行います。

住 所 西宮市松原町 2 番 37 号 勤労会館内

西宮若者サポートステーション

15~49 歳までの方を対象に就労に向けて様々なサポートを行っています。

住 所 西宮市松原町 2 番 37 号 勤労会館内

西宮市障害者就労生活支援センター 「アイビー」

障害のある人が安心して働くことができるよう支援を行います。企業が障害のある人を雇用する際の相談等にも対応します。

住 所 西宮市染殿町 8 番 17 号
西宮市総合福祉センター 2 階

ソーシャルスポット西宮よりそい

生活困窮者が自立できるよう、生活や就労に関する困りごとについて一緒に解決に向けてのプランを作成し、関係機関等と連携しながら支援を行っています。

住 所 西宮市六湛寺町 10 番 3 号
西宮市役所南館 1 階

西宮市くらし相談センターワン

生活困窮者が自立できるよう、生活や就労に関する困りごとについて一緒に解決に向けてのプランを作成し、関係機関等と連携しながら支援を行っています。

住 所 西宮市染殿町 8 番 17 号
西宮市総合福祉センター 2 階

4 関係団体との連携

(1) 西宮商工会議所との連携

- ◆市内事業所の求人と求職者をマッチングする合同就職説明会・面接会を商工会議所の協力を得て開催し、市内企業の人材確保や採用支援を進めます。
- ◆西宮商工会議所が事務局を担う「西宮地区雇用対策協議会」が開催する市内の雇用情勢等に関する協議・研修・情報共有の機会を活用します。
- ◆労政課広報誌「労政にしのみや」の配布を西宮商工会議所に依頼し、市内事業所に最新の労働行政や雇用情勢に関する情報を提供します。



(2) 兵庫県社会保険労務士会西宮支部との連携

- ◆西宮市労働相談では、労働問題の専門家である社会保険労務士が無料で相談・助言を行います。
- ◆労政課広報誌「労政にしのみや」等の社会保険や労働問題に関する掲載内容について、社会保険労務士が確認し、確度の高い広報・周知に努めます。

(3) 西宮労働基準協会との連携

- ◆労働安全衛生表彰に、西宮市は市長賞を提供し、労働安全衛生意識の啓蒙やモチベーション向上に取り組みます。
- ◆協会が主催する「安全管理者選任時研修」、「職長・職長安全衛生責任者教育」等の各種研修に、勤労会館会議室が活用されています。

広報・啓発・情報提供の取り組み

1 労働実態基本調査の実施

- ◆概ね5年に1度程度実施している「西宮市労働実態基本調査」については、既存の調査項目を踏まえつつ、社会情勢に応じた労働政策を検討する基礎資料として活用します。
- ◆計画改定を行う基礎資料として、社会情勢を踏まえた調査項目を設定し、調査を行います。なお、適切な調査項目の設定と、調査・分析結果を労働行政に反映させるため、勤労福祉審議会に報告を行います。

2 待遇の改善に関する広報

(1) 賃金の引上げに向けた支援の広報

- ◆毎年度、経済動向や地域の実情を踏まえつつ、地域ごとに定められた最低賃金が公表されています。適時に広報・周知を行います。
- ◆雇用形態に関わらない公正な待遇（同一労働同一賃金）の確保に向けて、非正規雇用労働者の待遇改善や正社員への転換等の推進について周知します。



(2) 人への投資関連施策に関する広報

- ◆国は、デジタル人材等の育成や労働者の自律的・主体的な学び・学び直しによる職業能力向上に取り組む企業を支援しています。
- ◆国は、有期雇用労働者、短時間労働者等の企業内でのキャリアアップを促進するため、正規雇用労働者への転換や賃金制度の整備を通じた待遇改善を支援する助成金制度を整備しています。
- ◆ハロートレーニングでは、兵庫県の主要産業であるものづくり分野、人材不足が深刻な介護・福祉分野、質・量ともに人材ニーズの高いデジタル分野の職業訓練の受講促進を図るほか、中高年、子育て世代、障害者等も受講しやすい訓練コースを整備しています。

3 多様な人材の活躍に関する広報

(1) 女性活躍・男性の育児休業取得の促進に関する広報

- ◆女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行を推進するため、事業主が男女の雇用機会均等に向けた措置等に取り組めるよう、改正された法令や制度の周知・啓発を図ります。

- ◆令和4年度から「産後パパ育休」（出生時育児休業）制度など育児・介護休業法に基づく両立支援制度が施行されています。
- ◆妊娠中の女性労働者が、働きながら安心して子どもを産むことができる職場環境を整備するため、職場における母性健康管理措置について、事業主等の理解が求められています。

（2）求職者ニーズに応じた支援に関する広報

- ◆ハローワークの職業相談窓口では、求職者が就職する上で解決すべき課題を的確に把握し、その解決のために必要な支援を行っています。
- ◆ハローワークでは、子育て中の女性等を対象とした「マザーズコーナー」、新規学卒者等を対象とした「新卒応援ハローワーク」、就職氷河期世代の一人ひとりの様々な課題に対応するため、「就職氷河期世代専門窓口」等の専門窓口を設置しています。
- ◆兵庫県では、経験者を求める求人から未経験で応募できる求人等、様々な業種・職種の求人と出会える機会を提供する社会人向けのインターンシップ「おためし企業体験 in HYOGO」を実施しています。
- ◆兵庫県では、就職氷河期世代を対象に、研修や面接演習等を通じて県内の民間企業への就職を支援する「就職氷河期世代就労支援プログラム」を実施しています。

（3）外国人労働者に関する広報

- ◆外国人労働者が増加する中、ハローワークでは通訳員や専門相談員を配置するほか多言語コンタクトセンター（13言語）等を活用し、地元企業の情報や外国人が応募しやすい求人情報を提供するなど、外国人の就職活動を支援しています。また、神戸新卒応援ハローワーク留学生コーナーにおいて、就職活動に関するセミナーや説明会等を実施しています。
- ◆厚生労働省は「外国人労働者向け相談ダイヤル」・「労働条件相談ほっとライン」を開設して、外国語で労働条件等について、無料で相談できる環境を整備しています。
- ◆兵庫労働局では、外国人労働者を雇用する事業主に対して、外国人労働者が容易に理解できる外国語の労働安全衛生に関するテキスト、VTR等の視聴覚教材を活用して、外国人労働者の労働災害防止対策を推進しています。
- ◆兵庫県では、外国人留学生と県内企業の双方からの相談に対応し、採用から採用後の職場定着までをワンストップで支援する「外国人留学生採用ワンストップ相談窓口」を令和5年5月12日から開設しています。



4 誰もが働きやすい職場づくりに関する広報

(1) 安全で健康に働くことができる環境づくりに関する広報

- ◆働き方改革等の取り組みによる、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等について、法制度改正の内容や事業主・労働者に必要な情報について、啓発を行います。
- ◆ワーク・ライフ・バランス実践企業を社会的に評価することにより、社会全体のワーク・ライフ・バランスについての理解を深めるとともに、企業の評価を高め、企業のさらなる取り組み促進を図るため、ワーク・ライフ・バランス好事例企業の紹介のほか、ひょうご仕事と生活センターが実施する「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」宣言企業や、ひょうご仕事と生活のバランス企業表彰に向けた実践企業の掘り起こしに努めます。
- ◆「働き方改革」のためには、事業主の制度を変えるだけでなく、働く人が意識して、働き方を見直す必要があります。そのために、男女共同参画センターにおいて、講座や情報提供を行うほか、「労政にしおみや」などの媒体を通じて啓発に努めます。
- ◆長時間労働やメンタルヘルス不調により、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、職場におけるメンタルヘルス対策の推進に資する情報提供を行います。また、毎年9月は「職場の健康診断実施強化月間」に指定されています。

メンタルヘルスケアの基本的考え方

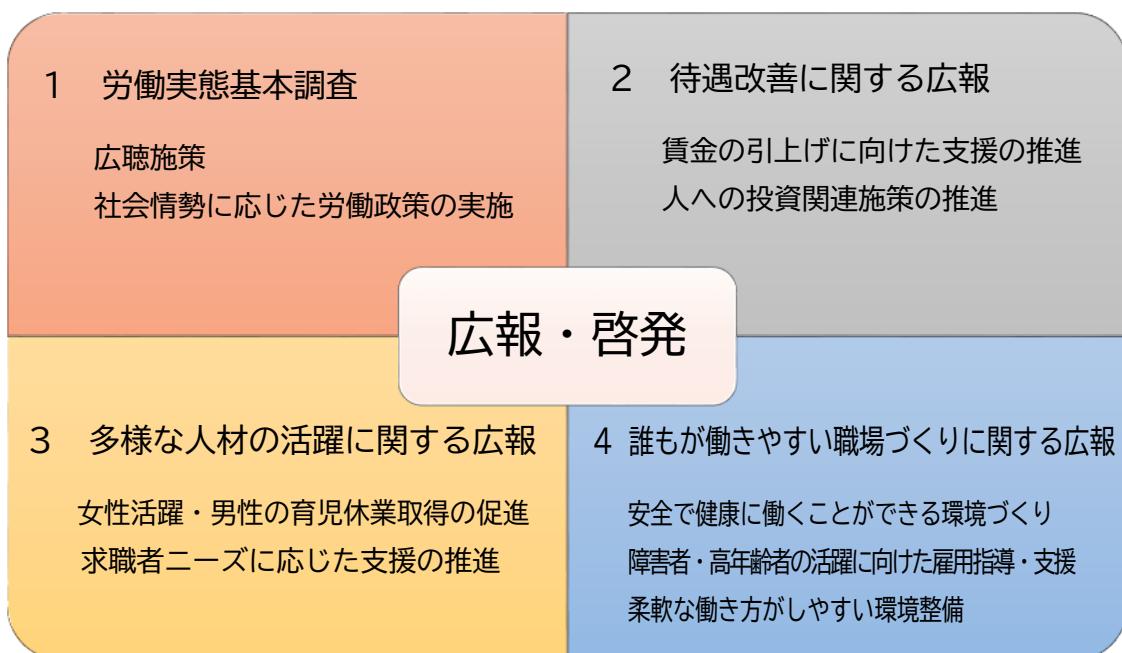
事業者が講ずる労働者の心の健康の保持増進のための措置（以下「メンタルヘルスケア」といいます。）が適切かつ有効に実施されるよう、事業場において、①事業者自らがメンタルヘルスケアを積極的に推進することを表明、②衛生委員会等での調査審議、③心の健康づくり計画の策定、④ストレスチェック制度の実施方法に関する規定を作成するなど、メンタルヘルスケアが円滑に行われるようしましょう。

- ◆メンタルヘルス不調を未然に防止する……………一次予防
- ◆メンタルヘルス不調を早期に発見し適切な措置を行う……………二次予防
- ◆メンタルヘルス不調となった労働者の職場復帰の支援を行う……………三次予防

- ◆パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置、就職活動中の学生に対するハラスメント、カスタマーハラスメントの防止対策等総合的なハラスメント対策について企業の自主的な取り組みを促します。
- ◆兵庫労働局では、労働者自身が健康を確保しながら安心して副業・兼業を行うことができるよう労働時間や健康状態を管理できるアプリ（マルチジョブ健康管理ツール）や「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知に取り組んでいます。

(2) 障害者・高年齢者の活躍に関する啓発

- ◆障害者雇用率達成に向け、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している雇用ゼロ企業（障害者を一人も雇用していない企業）について、ハローワークが中心となり、職場環境の整備から求職者の開拓・定着支援等の企業向け支援を行っています。
- ◆働く意欲と能力がある限り、年齢にかかわりなく活躍し続けることができる社会の実現が求められています。このため、高齢者雇用安定法により定められている65歳までの雇用を確保する措置（高年齢者雇用確保措置）に加えて、令和3年4月から努力義務とされている70歳までの就業機会を確保する措置（高年齢者就業確保措置）の導入に向け、企業への制度周知を行います。

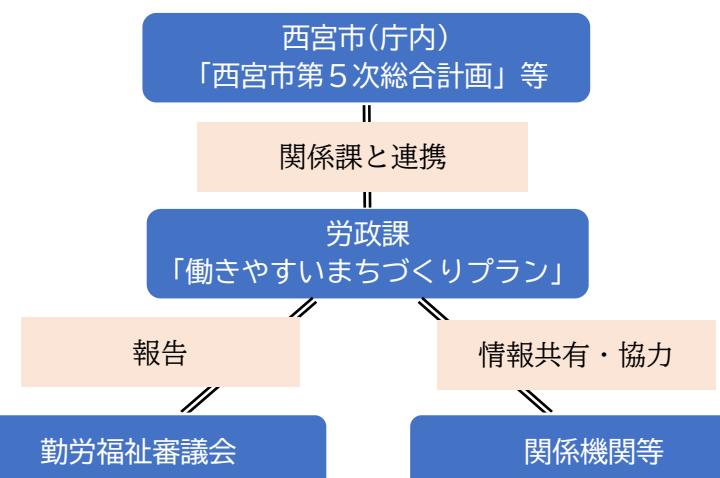


計画の推進体制

推進体制と進行管理

- ◆本計画は、西宮市第5次総合計画を上位計画として、庁内各課の関係する計画と連携して推進します。
- ◆本計画の進捗状況は、労政課が毎年度、勤労福祉審議会に報告します。
- ◆本計画の推進にあたっては、ハローワーク西宮・商工会議所などの関係機関と情報共有・協力します。

■本計画の推進体制



数値目標

本計画の進捗状況を点検・評価するため、数値化できる施策に対し数値目標を設定し、その達成に向けて取り組みます。

■本計画の数値目標

数値目標の内容	H30 年度 実 績	R4 年度 実 績	R10 年度 目 標 値
就労支援センター等の年間就職決定者数	—	—	50 名
しごとサポートウェーブにしきたを通じた年間就職者数	371 名	261 名	300 名
西宮若者サポートステーションを通じた年間進路決定者数	100 名	140 名	150 名
西宮市シルバー人材センター会員数	2,302 名	2,240 名	2,300 名

資料編

西宮市勤労福祉審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

氏 名	選出団体・役職等	備 考
大津谷 美由紀	学校法人武庫川学院 人事課長	会 長
和田 正次	西宮労働者福祉協議会 事務局長	副会長
安宅 正博	西宮労働者福祉協議会 会長	委 員
石井 恭子	西宮商工会議所	委 員
黒木 富美子	一般公募	委 員
志甫 啓	関西学院大学 国際学部教授	委 員
清水 久子	西宮公共職業安定所 所長	委 員
立花 吉博	西宮市商店市場連盟 副会長	委 員
中野 克哉	西宮労働者福祉協議会 特別理事	委 員
西 柚実	一般公募	委 員
牧野 恭子	兵庫県社会保険労務士会 西宮支部	委 員
元辻 昌典	西宮商工会議所 中小企業相談所長	委 員

策定経過

令和4年度策定経過

日付	開催事項	主な内容
令和4年8月22日	第1回西宮市勤労福祉審議会	○労働実態基本調査について (アンケートの調査項目等審議)
令和5年1月31日	第2回西宮市勤労福祉審議会	○労働実態基本調査について (アンケート調査の結果概要報告) ○働きやすいまちづくりプラン (第2次計画の策定方針案について)

令和5年度策定経過

日付	開催事項	主な内容
令和5年8月1日	第1回西宮市勤労福祉審議会	○労働基本実態調査の結果について ○働きやすいまちづくりプラン（第2次計画案）について
令和5年10月12日	第2回西宮市勤労福祉審議会	○働きやすいまちづくりプラン（第2次計画案）について
令和5年11月15日	第3回西宮市勤労福祉審議会	○働きやすいまちづくりプラン（第2次計画案）について
令和5年12月12日	市議会 所管事務報告	○パブリックコメントの実施について ○計画素案について
令和5年12月21日 ～ 令和6年1月24日	パブリックコメント	○計画素案に関する意見の募集
令和6年●月●日	第4回西宮市勤労福祉審議会	○働きやすいまちづくりプラン（第2次計画案）について
令和6年●月●日	市議会 所管事務報告	○パブリックコメントの結果について ○計画案について

用語解説

あ行

○M字カーブ（2ページ）

女性の年齢段階別労働力率のグラフを表す言葉。結婚・出産・育児をきっかけとして就労を中断する女性が増加し、育児が落ち着くと就労を再開するため、中央部分が凹んだM字のカーブを描くことになる。

か行

○カスタマーハラスメント（17ページ）

顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの。

○キャリアコンサルタント（5ページ）

労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行う専門職。職業能力開発促進法に基づく国家資格。

さ行

○しごとサポートウェーブにしきた（5ページほか）

西宮市とハローワーク西宮が連携して運営する、ハローワーク西宮のサテライト施設。女性就職支援ナビゲーターによる職業相談や仕事の紹介、求人情報の閲覧、応募書類の添削等の支援を受けることができる。

○社会保険労務士（9ページほか）

労働保険・社会保険の専門家として、労務管理や労働保険・社会保険に関する相談等を行う者で、社会保険労務士法に基づく国家資格。

○若年無業者（11ページ）

本計画では、非労働力人口（15歳以上の人）のうち「就業者（休職中を含む）」と「完全失業者」以外の者）のうち、家事も通学もしていない人を「無業者」とし、無業者のうち15歳～34歳の人を「若年無業者」としている。

○就職氷河期世代（5ページほか）

概ね平成5（1993）年から平成16（2004）年の雇用環境が厳しい時期に学校卒業を迎えた世代（概ね35歳以上55歳以下）を指す。

○障害者就労生活支援センター（8ページほか）

通称「アイビー」。就労に関する相談や情報提供のほか、面接への同行や職場訪問し調整等を行うなど、障害のある人が安心して働くことができるように支援を行っている。

○商工会議所（14ページほか）

商工会議所法に基づいて、地域のすべての商工業者のために設けられた地域総合経済団体。専門家による相談、講習会や研修会の開催、同業者や異業種の経営者との交流等を行っている。

○シルバー人材センター（6ページほか）

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、市町村ごとに設置されている公益社団法人。高齢者自身の生きがいや生活の充実を図ることを目的とし、企業や家庭、公共団体等から高齢者にふさわしい仕事を引き受け、会員のニーズに応じた就業機会を提供している。

○生活困窮者（8ページほか）

収入や資産が少なく、生活に困っている者を表す用語。生活困窮者自立支援法では「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により現に就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義される。

○セクシュアルハラスメント（17ページ）

職場等において行われる労働者の意に反する性的な言動や、それに対する労働者の対応により、労働者が不利益を受けたり、就業環境が害されたりすること。

○ソーシャルスポット西宮よりそい（13ページ）

西宮市が生活困窮者自立支援法に基づき設置した相談窓口。暮らしや仕事その他経済的な困りごとを抱えている方を対象に、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関とも連携して、解決に向けた支援を行っている。

た行

○第二新卒者（5ページ）

学校を卒業して就職した後、1～3年程度のうちに離職し、転職・再就職のための就職活動を行う人。

○団塊の世代（6ページ）

第2次世界大戦後の第1次ベビーブームの時期（昭和22（1947）年～昭和24（1949）年）に生まれた世代。

○中高年齢者（5ページほか）

本計画では、50歳以上の者を「中高年齢者」としている。

○同一労働同一賃金（3ページほか）

一つの企業や団体の中で、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（有期雇用、パートタイム、派遣労働者等）との間の不合理な待遇差の解消を目指すもの。

な行

○西宮若者サポートステーション（5ページほか）

働くことについて様々な悩みを抱えている若者の就職活動に関する相談等に応じる窓口。キャリアコンサルタントによる就職に関する相談、臨床心理士などの専門スタッフによる心理カウンセリング、サポートステーションのネットワークを活用した適切な支援機関・団体に関する情報提供等の支援が受けられる。また、各種の就職支援講座や就労体験プログラム等を実施している。

は行

○働き方改革（3ページほか）

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、育児や介護との両立などの働く人のニーズの多様化を背景として、生産性向上の向上と就業機会の拡大に向け、一人ひとりの事情に応じて多様な働き方を選択できる社会を実現し、より良い将来の展望を持てるようにする取り組み。

○ハロートレーニング（公共職業訓練、求職者支援訓練）(15 ページ)

求職者を対象とした公的な職業訓練制度で、キャリアアップや、就職に必要な職業スキルや知識を習得することができる。

○パワー・ハラスメント (17 ページ)

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える行為又は職場環境を悪化させる行為。

○ひようご仕事と生活センター (17 ページ)

「仕事と生活のバランス」の取り組みを全県的に推進する拠点として、兵庫県、連合兵庫、兵庫県経営者協会と協働の下、平成 21(2009) 年 6 月に設置された。ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、啓発・情報発信、相談・実践支援、調査研究、企業顕彰、企業助成等の事業を実施している。

○本庁舎周辺公共施設再整備構想 (7 ページ)

西宮市役所本庁舎周辺における公共施設の中・長期的な整備に向けた基本方針や整備手順を示した計画。

ま行

○マザーズコーナー (5 ページほか)

仕事と子育ての両立を支援するためにハローワークに設置されたコーナーで、子ども連れでも利用できる設備が整えられ、求人情報の提供及び職業相談・職業紹介を行うとともに、保育施設や子育て支援サービスに関する情報の提供も実施している。

ら行

○労政にしのみや (14 ページほか)

働きやすいまちづくりに向け、労働者、求職者、事業所等を対象として西宮市が発行している労働行政に関する広報誌。

○労働力人口 (22 ページほか)

15 歳以上の人口のうち、収入を伴う仕事に従事した「就業者」(休業者を含む)と、「完全失業者」の合計を指す言葉。働く意思と能力を持つ人の総数であり、経済力を示す指標の一つとされる。家事従事者や就学者、無業者などの賃金を得る仕事をする意思のない人を「非労働力人口」という。

○労働力率 (2 ページほか)

15 歳以上の人口のうち、労働力人口の割合。

わ行

○若者 (10 ページほか)

本計画では、15 歳～49 歳以下の者を「若者」としている。

○ワーク・ライフ・バランス (17 ページほか)

仕事と生活（家庭）の両立・調和と、それらのバランスという意味で用いられる言葉。